

標準報酬月額 は 毎年1回見直しされます

標準報酬制では、給与から控除される掛金や年金・短期給付などの給付額を計算する際の基準額として、「標準報酬月額」を用います。この標準報酬月額は、毎年1回「定時決定」で見直すこととされています。

● 定時決定の対象となる方

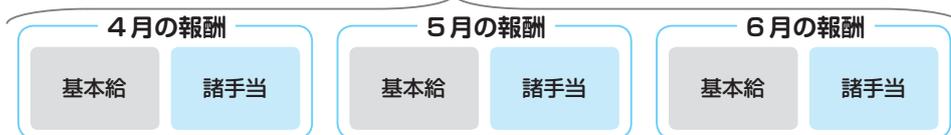
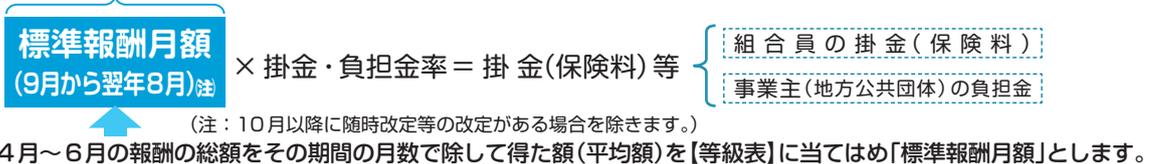
原則として、毎年7月1日現在に組合員である方（休業中、休職中、欠勤している方を含みます）となります。ただし、次の方は、その年の定時決定の対象とはなりません。

- 6月1日から7月1日までの間に組合員の資格を取得した方
- 随時改定が、7月、8月、9月のいずれかの月から行われる方
- 育児休業等終了時改定及び産前産後休業終了時改定が、7月、8月、9月のいずれかの月から行われる方

● 定時決定のしくみ（算定方法）

標準報酬月額の定時決定

【掛金(保険料)等の算定基礎】



例	月	4月	5月	6月	7月	8月	9月
	実際の報酬	20万円	21万円	22万円	21万円	20万円	22万円
	標準報酬月額		20万円				22万円

$$(20万円 + 21万円 + 22万円) \div 3 = 21万円$$

21万円を標準報酬等級表に当てはめると、標準報酬月額は22万円

※標準報酬等級表上、平均報酬月額範囲が21万円以上23万円未満の場合の標準報酬月額は22万円
よって、本年9月からの標準報酬月額は22万円に決定

● 定時決定に関するQ&A

Q1 4月又は5月の途中で組合員になりましたが、どのように算定するのですか？

A1 4月の途中で組合員となった場合の定時決定は、5月と6月の報酬の平均額を報酬月額として算定します。また、5月の途中で組合員となった場合は、6月の報酬のみで算定します。

なお、6月1日から7月1日までの間に組合員となった場合は、その年の定時決定の対象とはなりませんので、資格取得時により決定した標準報酬月額が翌年の8月まで適用されます。

Q2 4月、5月、6月とも育児休業中で報酬が支払われていないのですが、どのように算定するのですか？

A2 3ヵ月とも報酬が支払われていない場合は、既に決定又は改定されている従前の標準報酬の算定の基礎となっている報酬月額により決定します。

また、病気休職中により報酬が支給されない場合も同様です。

なお、3ヵ月とも病気休職でも報酬の一部が支給されている場合(8割支給)など「低額の休職給」を受けている場合も従前の標準報酬月額により決定します。